

平成28年1月21日

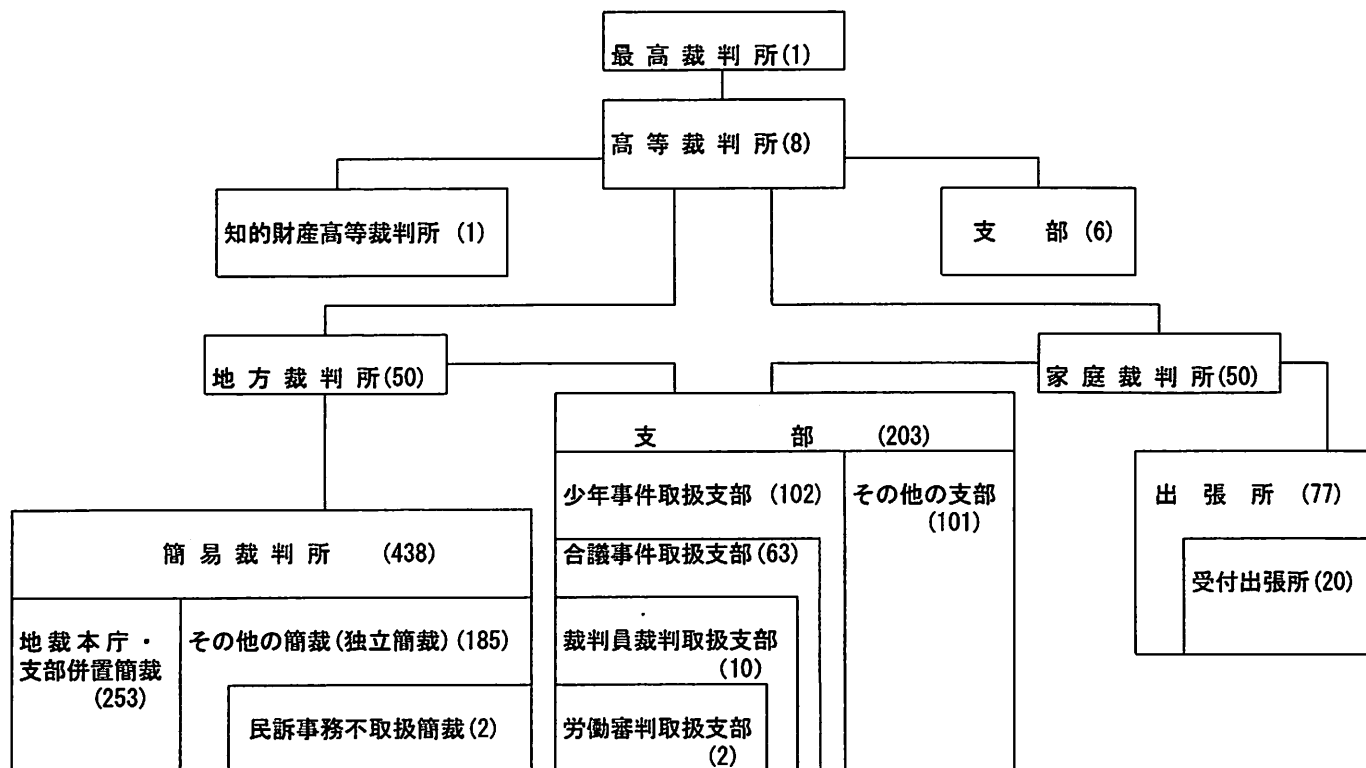
平成27年度新任判事補研修

## 資 料 目 録

- 資料1 裁判所の種類及び数
- 資料2 裁判所機構図
- 資料3 裁判所職員の定員に関する根拠法令
- 資料4 裁判所職員（執行官を除く。）の定員
- 資料5 地方裁判所本庁の組織図
- 資料6 裁判所の新受事件の推移（下級裁判所）（平成17年～平成26年）
- 資料7 過去20年間（平成7年～平成26年）の平均審理期間の推移
- 資料8 下級裁判所事務処理規則
- 資料9 大法廷首席書記官等に関する規則
- 資料10 司法制度改革の全体像
- 資料11 司法制度改革の流れ

(平成28. 1. 21現在)

裁判所の種類及び数



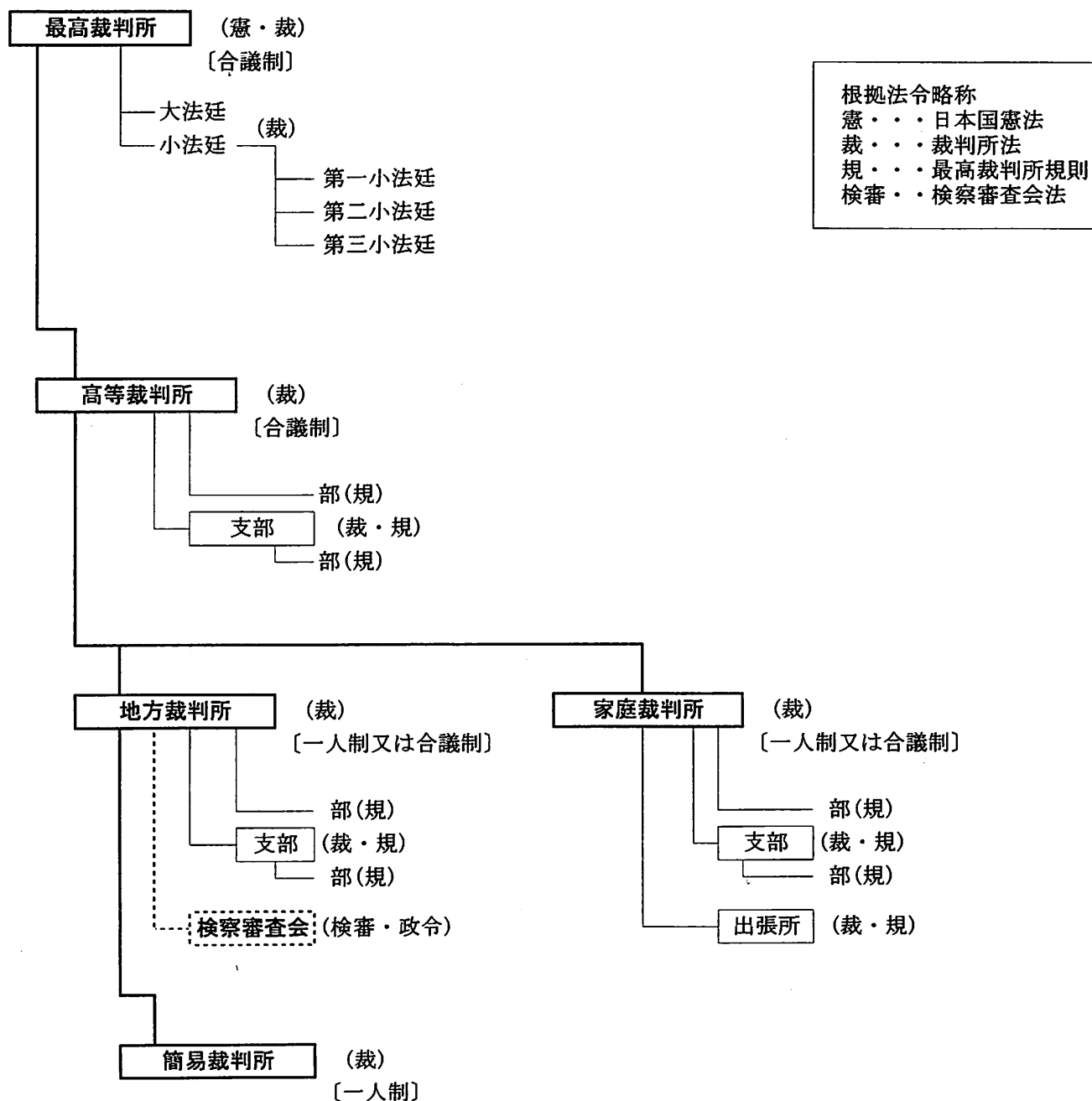
〔昭和63年5月以降の状況〕

簡 裁	地家裁支部	家裁出張所
<p><b>〔昭和62年法律第90号による改正〕</b></p> <p>昭63.5.1 (改正前575庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模独簡 101庁廃止</li> <li>・事務移転庁 21庁廃止</li> <li>・北九州市内の門司簡裁を小倉簡裁に集約</li> </ul> <p>平4.1.1 所沢簡裁新設</p> <p>平5.4.1 大阪市内の3簡裁を大阪簡裁に集約</p> <p>平5.4.8 名古屋市内の2簡裁を名古屋簡裁に集約</p> <p>平6.9.1 都内11簡裁を東京簡裁に集約</p> <p>平8.4.1 町田簡裁新設</p>	<p><b>〔平成元年規則第5号による改正〕</b></p> <p>平2.4.1 (改正前242庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・41庁廃止</li> <li>・権限甲号と乙号の区別廃止</li> </ul> <p>平5.4.1 札幌地家裁苫小牧支部新設</p> <p>平6.4.1 横浜地家裁相模原支部新設</p>	<p><b>〔昭和62年規則第6号による改正〕</b></p> <p>昭63.5.1 (改正前96庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・37庁廃止</li> </ul> <p><b>〔平成元年規則第5号による改正〕</b></p> <p>平2.4.1 家裁出張所20庁新設</p> <p>平5.4.1 札幌家裁苫小牧出張所廃止</p> <p>平6.4.1 横浜家裁相模原出張所廃止</p>

### 裁判所機構図

裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

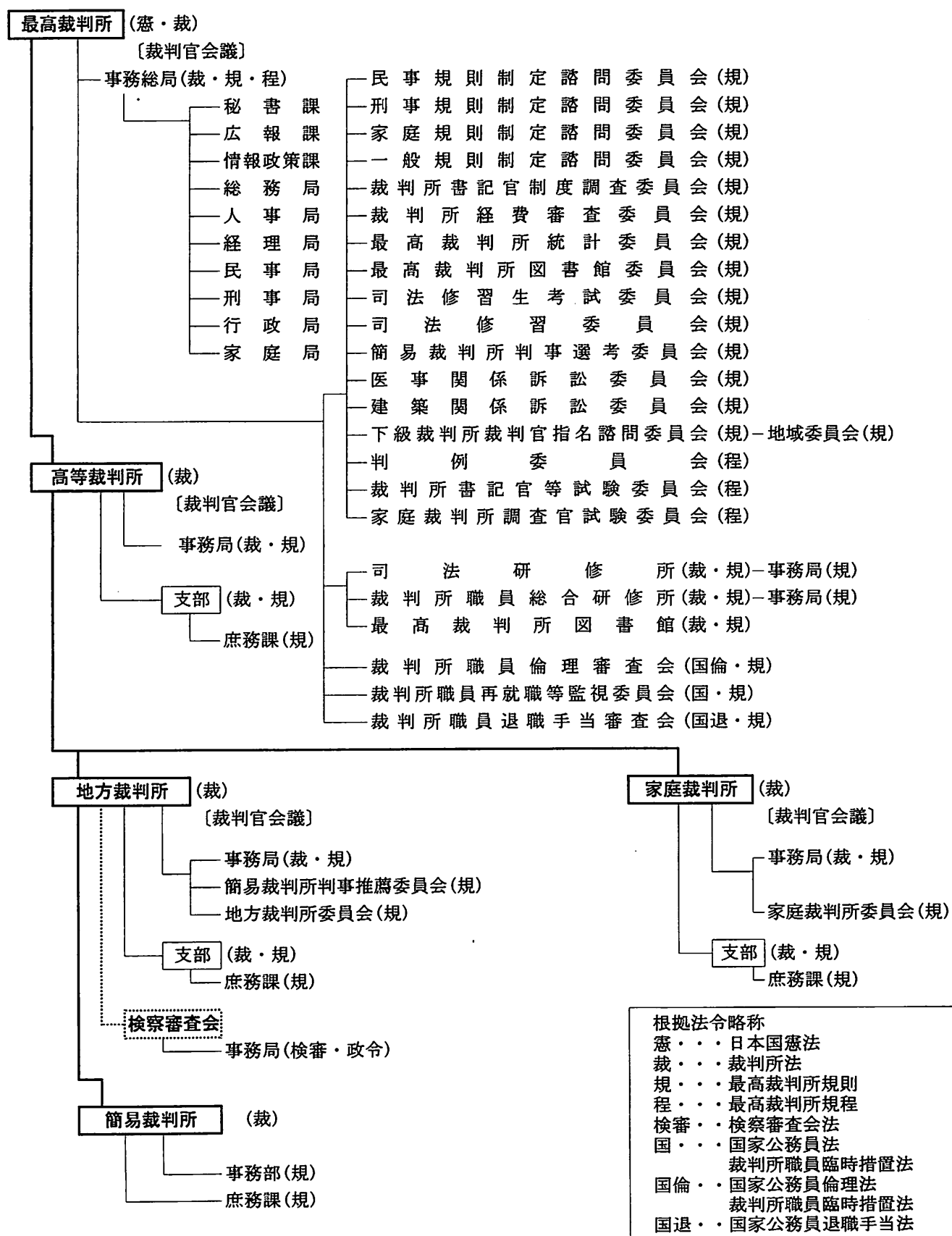
－ 裁判部門 －



根拠法令略称  
 憲・・・日本国憲法  
 裁・・・裁判所法  
 規・・・最高裁判所規則  
 検審・・・検察審査会法

(注) 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。

— 司法行政部門 —



(注) 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」,「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている(知的財産高等裁判所設置法)。

裁判所職員の定員に関する根拠法令

	裁判所法 (昭和22年 4月16日法律第59号)	裁判所職員定員法 (昭和26年 3月30日法律第53号)	合計
裁判官	(第5条) 最高裁判所の裁判官 最高裁判所長官 1人 最高裁判所判事 14人		3,782人
	(第5条) 下級裁判所の裁判官 高等裁判所長官 ..... 8人 判事 ..... 1,953人 判事補 ..... 1,000人 簡易裁判所判事 ..... 806人 (員数は別に法律で定める)	(第1条) ..... 21,954人 (計3,767人)	
一般職	(第65条の2) 裁判官以外の裁判所の職員 ..... (員数等は別に法律で定める)	(第2条) ..... 21,954人	21,954人
合計	15人	25,721人	25,736人

(注) 平成27年改正後

## 【資料4】

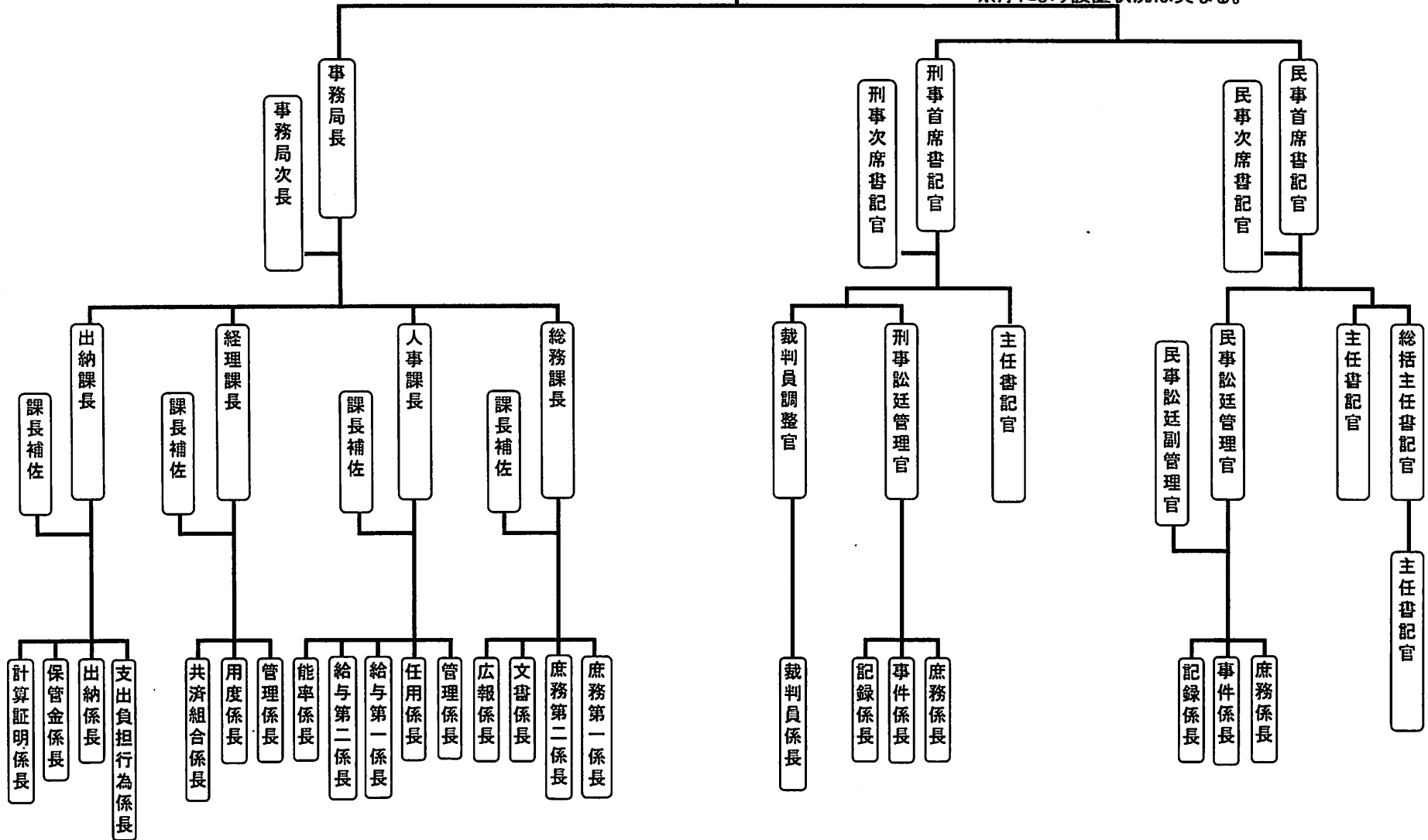
裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成27年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	23
	判 事	1,953
	判 事 補	1,000
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,782
一般職	書 記 官	9,771
	速 記 官	225
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
	事 務 官	9,316
	そ の 他	1,046
	計	21,954
合 計		25,736

地方裁判所本庁

東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・  
神戸・名古屋・福岡・札幌

※庁により設置状況は異なる。



裁判所の新受事件の推移 (下級裁判所)

	高 裁			地 裁					家 裁					簡 裁				
	民事訴訟	刑事訴訟	計	民 事			刑事訴訟	計	家 事		人 事	少 年	計	民 事			刑事訴訟	計
				訴 訟	執 行	破 産			審 判	調 停				訴 訟	一 般 保 護	訴 訟		
A 17年	17,744	9,331	27,075	138,900	313,815	193,179	111,730	757,624	548,834	129,876	11,590	183,434	873,734	379,751	474,440	321,383	18,491	1,194,065
18年	17,081	9,239	26,320	154,892	290,183	174,861	106,020	725,956	572,781	129,690	11,156	167,808	881,435	421,609	440,392	302,528	17,308	1,181,837
19年	17,154	8,186	25,340	189,037	259,475	157,889	97,828	704,229	583,426	130,061	11,488	155,353	880,328	498,312	364,665	254,013	14,178	1,131,168
20年	17,407	7,805	25,212	206,952	277,379	140,941	93,568	718,840	596,945	131,093	10,856	139,966	878,860	573,299	388,230	148,242	13,678	1,123,449
21年	17,513	7,229	24,742	243,909	267,331	137,957	92,777	741,974	621,316	138,240	10,980	138,806	909,342	680,009	420,196	105,637	13,506	1,219,348
22年	21,085	6,803	27,888	238,889	247,643	131,370	86,387	704,289	633,337	140,557	11,522	132,650	918,066	605,176	351,451	79,535	12,164	1,048,326
23年	21,165	6,824	27,989	212,596	230,293	110,451	80,608	633,948	636,757	137,390	11,537	123,563	909,247	540,932	329,114	63,009	11,113	944,168
24年	21,133	6,556	27,689	175,765	222,796	92,554	76,588	567,703	672,690	141,802	11,583	107,280	933,355	419,572	281,724	48,627	10,105	760,028
25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,291	81,136	71,771	524,858	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
B 26年	17,650	5,905	23,555	151,637	207,534	73,368	72,776	505,315	730,610	137,214	10,653	86,482	964,959	331,476	248,477	40,063	8,694	628,710
指 — 数 A	99	63	87	109	66	38	65	67	133	106	92	47	110	87	52	12	47	53
平成25年	19,005	6,091	25,096	158,660	213,291	81,136	71,771	524,858	734,228	139,593	10,735	97,985	982,541	347,333	256,359	42,821	9,842	656,355
平成26年	17,650	5,905	23,555	151,637	207,534	73,368	72,776	505,315	730,610	137,214	10,653	86,482	964,959	331,476	248,477	40,063	8,694	628,710
増・減(-)	-7.1%	-3.1%	-6.1%	-4.4%	-2.7%	-9.6%	1.4%	-3.7%	-0.5%	-1.7%	-0.8%	-11.7%	-1.8%	-4.6%	-3.1%	-6.4%	-11.7%	-4.2%
	-1,355	-186	-1,541	-7,023	-5,757	-7,768	1,005	-19,543	-3,618	-2,379	-82	-11,503	-17,582	-15,857	-7,882	-2,758	-1,148	-27,645

(注) 1 高・地・簡裁の民事訴訟事件は、それぞれ、次に掲げる事件の合計である。

高裁…控訴、上告、再審（訴訟）、行政第一審、行政控訴、行政再審（訴訟）

地裁…通常訴訟、人事訴訟、手形・小切手訴訟、控訴、再審（訴訟）、行政第一審訴訟、行政再審（訴訟）

簡裁…通常訴訟、手形・小切手訴訟、再審（訴訟）（平成10年以降は、このほか、少額訴訟、少額訴訟判決に対する異議申立を含む。）

2 地裁の執行事件は、強制執行（不動産、債権）、配当等手続、担保権実行としての競売（不動産、債権）及び財産開示の合計数である。

3 家裁の人事訴訟には、人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを含む。

4 少年の一般保護事件には、準少年保護を含む。

5 増・減の欄は、平成26年の事件数を平成25年の事件数と比較したもので、上段は増減の割合（パーセント）を示す。



過去20年間（平成7年～平成26年）の平均審理期間の推移（単位：月）

	既 済						未 済					
	高 裁		地 裁		簡 裁		高 裁		地 裁		簡 裁	
	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 控 訴 審	刑 事 控 訴 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審	民 事 通 常 第 一 審	刑 事 通 常 第 一 審
7	10.6	4.8	10.1	3.3	2.5	2.3	9.1	4.9	14.5	4.5	4.2	2.0
8	9.9	4.3	10.2	3.2	2.4	2.3	9.1	4.6	14.2	4.5	4.1	2.0
9	9.9	4.1	10.0	3.1	2.4	2.2	9.1	4.6	13.6	4.3	4.0	1.9
10	9.8	4.1	9.3	3.1	2.3	2.2	9.3	4.1	13.2	4.2	3.7	1.8
11	9.0	3.9	9.2	3.2	2.2	2.2	9.0	3.8	12.6	3.6	3.7	2.0
12	8.4	3.7	8.8	3.2	2.1	2.2	8.3	3.6	11.7	3.4	3.5	1.8
13	7.9	3.9	8.5	3.3	2.0	2.3	7.4	3.3	11.2	3.4	3.4	1.7
14	7.4	3.7	8.3	3.2	2.0	2.2	7.0	3.3	10.9	3.4	3.4	1.7
15	7.1	3.6	8.2	3.2	2.0	2.3	6.8	3.0 <sup>3</sup>	10.3	3.4	3.4	1.6
16	6.9	3.3	8.3	3.2	2.0	2.3	6.5	3.0	10.5	3.4	3.4	1.6
17	6.5	3.3	8.4	3.2	2.1	2.2	6.0	2.8	9.9	3.4	3.3	1.7
18	6.2	3.2	7.8	3.1	2.1	2.1	5.6	2.8	9.1	3.3	3.2	1.6
19	5.9	3.3	6.8	3.0	2.2	2.1	5.8	2.7	8.5	3.2	3.2	1.6
20	5.9	3.1	6.5	2.9	2.3	2.0	5.7	2.8	8.3	2.9	3.3	1.6
21	6.0	3.2	6.5	2.9	2.6	2.0	5.4	2.7	7.7	3.0	3.4	1.6
22	5.6	3.2	6.8	2.9	2.8	2.1	5.3	2.5	8.3	3.2	3.4	1.6
23	5.9	3.1	7.5	3.0	2.9	2.1	5.2	2.7	9.0	3.2	3.5	1.6
24	5.4	3.1	7.8	3.0	2.6	2.1	5.5	2.9	9.3	3.4	3.6	1.8
25	5.2	3.2	8.2	3.1	2.6	2.0	6.3	2.5	9.7	3.1	3.9	1.7
26	5.5	3.1	8.5	3.0	2.7	2.1	6.7	2.5	9.8	3.2	4.0	1.6

- (注) 1 民事（既済）は再審事件を含む（ただし、平成10年以降は再審事件を含まない。）。  
 2 刑事（既済）は再審事件を含む。  
 3 民事（未済）は中断・中止を除く（ただし、平成11年以降は中断・中止を含む。）。  
 4 簡裁民事の平成10年以降は少額訴訟から通常移行したものを含む。

下級裁判所事務処理規則

昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号  
改正 昭和23年12月28日最高裁判所規則第38号  
昭和24年7月1日最高裁判所規則第12号  
昭和25年11月15日最高裁判所規則第25号  
昭和28年6月30日最高裁判所規則第9号  
昭和29年6月1日最高裁判所規則第8号  
昭和30年11月17日最高裁判所規則第10号  
昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号  
昭和34年10月1日最高裁判所規則第12号  
昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号  
昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号  
昭和41年10月15日最高裁判所規則第8号  
昭和44年3月25日最高裁判所規則第1号  
昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号  
昭和48年7月16日最高裁判所規則第5号  
昭和59年3月29日最高裁判所規則第2号  
昭和61年10月30日最高裁判所規則第5号  
昭和63年7月20日最高裁判所規則第4号  
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号  
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号  
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号  
平成24年3月12日最高裁判所規則第2号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

下級裁判所事務処理規則

第一条 この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二条 司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

② 支部長は、当該支部の事務を総括する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

② 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③ 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④ 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤ 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正)

第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。

② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。

第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。

② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。

第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

(昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。

(昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長官が、家庭裁判所においては家庭裁判所長官が、必要に応じてこれを招集する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事(判事の権限を有する判事補を含む。)の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長官又は家庭裁判所長官は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

② 判事補(判事の権限を有する者を除く。)及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べるができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

⑤ 裁判官会議において適当と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正)

第十五条の二 検察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べるができる。

(昭四四最裁規六・追加)

第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作った者が、これに署名しなければならない。

第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第二十条の二 第十二条から前条まで(第十五条の二を除く。)の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事(判事の権限を有する判事補を含む。)」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補(判事の権限を有する者を除く。)」及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規七・追加)

第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。

③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。

④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、監督地方裁判所がこれを変更する。

第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

⑨ 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。

⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。

(昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正)

第二十五条 削除（昭二八最裁規九）

第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定めのある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。

第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関して必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

附則

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則（昭和三二年一二月二八日最高裁判所規則第三八号）抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則（昭和三四年七月一日最高裁判所規則第一二号）

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則（昭和三五年一一月一五日最高裁判所規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三八年六月三〇日最高裁判所規則第九号）

この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則（昭和三九年六月一日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年一一月一七日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号）

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和三〇年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和三一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年三月二五日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三四年九月一日最高裁判所規則第六号）抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和三八年七月一六日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和六三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

- 昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号  
 改正 昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号  
 同三四年一〇月一日同第一三号  
 同三八年四月二二日同第五号  
 同四〇年一月二九日同第二号  
 同四〇年三月三一日同第五号  
 同四二年六月一〇日同第六号  
 同四三年四月二〇日同第一号  
 同四四年九月一日同第七号  
 同四五年五月二五日同第四号  
 同五三年二月三日同第一号  
 同五六年三月三〇日同第三号  
 平成六年六月三〇日同第三号  
 同九年十一月二六日同第六号  
 同一〇年七月二七日同第三号  
 同一二年七月一九日同第一〇号  
 同一六年三月三一日同第七号  
 同一七年二月一四日同第七号  
 同一七年七月二七日同第一一号  
 同一九年三月二九日同第三号  
 同二〇年五月三〇日同第七号  
 同二二年三月一七日同第二号  
 同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正）

（首席書記官）

- 第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。
- 2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。
  - 3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
  - 4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
  - 5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
  - 6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- （昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

- 第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。
- 2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
  - 3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- （平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

- 第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。
- 2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。
  - 3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。
  - 4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。
- （昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二繰下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

- 2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。
- 3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。  
(昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正)

(裁判員調整官)

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

- 2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

(平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正)

(速記管理官)

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

- 2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。
- 3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

(昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正)

(他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係)

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

(昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三四年一〇月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三條の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。

附則（昭和三九年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三九年四月一日から施行する。

附則（昭和三九年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三九年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和三九年五月一日から施行する。

附則（昭和三九年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和三九年一〇月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和三九年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和三九年六月一日から施行する。

附則（昭和三九年二月三日最高裁判所規則第一号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、昭和三九年二月一五日から施行する。

附則（昭和三九年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、昭和三九年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年一〇月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年一二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成一七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

# 司法制度改革の全体像

## 国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)

### 民事司法制度改革

- 民事裁判の充実・迅速化, 専門的知見を要する事件への対応強化
  - \* 計画審理の推進, 証拠収集手段の拡充, 専門委員制度の創設
  - \* 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化
- 知的財産権関係事件への総合的な対応強化
  - \* 知的財産高等裁判所の設置
  - \* 裁判所調査官の権限の拡大・明確化
  - \* 特許権等侵害訴訟と特許等無効審判との関係の整理
- 労働関係事件への総合的な対応強化
  - \* 労働審判制度の導入
- 家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実
  - \* 人事訴訟の家庭裁判所への移管
  - \* 簡易裁判所の管轄の拡大
  - \* 少額訴訟の訴額の上限の引上げ
- 民事執行制度の強化
- 裁判所へのアクセスの拡充
  - \* 訴え提起の手数料額の見直し
  - \* 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化
  - \* 裁判所のホームページにおいて, 各種手続の案内, 申立書式例の提供, ADR機関の紹介
- 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化
  - \* 裁判外紛争解決手続の認証制度
- 司法の行政に対するチェック機能の強化
  - \* 取消訴訟の原告適格を判断する際の考慮事項の法定
  - \* 義務付け訴訟及び差止訴訟の法定

### 刑事司法制度改革

#### 裁判の迅速化

- \* 裁判の迅速化を, 充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより実現
- \* 最高裁判所は, 裁判の迅速化に係る総合的, 客観的かつ多角的な検証を実施

#### 総合法律支援制度

- \* 日本司法支援センター(法テラス)による総合的な法律サービスの提供

#### 刑事裁判の充実・迅速化

- \* 公判前整理手続の創設, 証拠開示の拡充, 連日的開廷の確保のための関連諸制度の整備

#### 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備

- \* 被疑者段階, 被告人段階を通じ一貫した弁護体制の整備
- \* 被疑者国選弁護の対象事件の拡大(平成21年5月から)
- \* 少年審判における国選付添人制度の整備

#### 公訴提起の在り方

- \* 検察審査会の議決に対する一定の法的拘束力の付与(平成21年5月から)

## 司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)

### 法曹人口の拡大

- 法曹人口の大幅な増加
  - \* 平成15年度 1200人規模の司法修習を実施
  - \* 平成17年度 1500人規模の司法修習を実施
  - \* 平成18年度 新司法修習(1000人規模)開始, 以後2000人規模まで
  - ↓ 漸増, 現行型は漸減して平成23年度で廃止
  - \* 平成26年度 1800人規模
- 裁判所の人的体制の充実
  - \* 平成14年度から平成27年度まで, 合計裁判官733人, 書記官1738人, 家裁調査官63人

### 法曹養成制度改革

- 法科大学院
  - \* 法科大学院へ裁判官を実務家教員として派遣
- 司法試験
  - \* 新司法試験の実施(平成18年5月から)
- 司法修習
  - \* 新司法修習の実施, 修習期間を1年に(平成18年から)
  - \* 司法修習生の給費制を貸与制に移行(平成23年11月から)(平成24年7月返還猶予事由の拡大についての法律成立)

### 弁護士制度改革

- 弁護士報酬の透明化・合理化, 弁護士の綱紀・懲戒手続の整備, 外国法事務弁護士との提携・協働
- 隣接法律専門職種を活用
  - \* 司法書士, 弁理士への訴訟代理権付与
- 企業法務等の位置付け
  - \* 特任検事, 司法試験合格後の企業法務経験者等への弁護士資格付与

### 裁判官制度改革

#### 給源の多様化・多元化

- \* 弁護士任官の推進
- \* 民事調停官・家事調停官制度の創設
- \* 判事補に裁判官の職務以外の多様な法律家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みの整備
  - 一判事補の弁護士職務経験制度の創設

#### 裁判官の任命手続の見直し

- \* 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置

#### 裁判官の人事制度の見直し

- \* 裁判官の人事評価に関する規則の制定

#### 裁判所運営への国民参加

- \* 地方裁判所委員会, 家庭裁判所委員会の設置

## 国民的基盤の確立(国民の司法参加)

### 国民的基盤の確立

- 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入
  - \* 裁判員制度の導入(平成21年5月21日から)

### 国民的基盤の確立のための条件整備

- 法教育の充実
  - \* 学校教育等における法教育を充実させるための諸方策の検討(法教育推進協議会)
- 司法に関する情報公開の推進

# 司法制度改革の流れ

